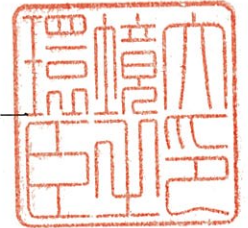


資料 2

諮問 第 4 5 6 号  
環水大土発第 1701041 号  
平成 2 9 年 1 月 4 日

中央環境審議会会長  
浅野直人 殿

環境大臣  
山本 公



農薬取締法第 3 条第 2 項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について (諮問)

標記のうち、

- (1) 別紙 1 の農薬に関し、農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件 (昭和 46 年 3 月農林省告示第 346 号) 第 3 号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙 2 の農薬に関し、同告示第 4 号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

*N*- [3 - (1 - エチル - 1 - メチルプロピル) - 1, 2 - オキサゾール - 5 - イル] - 2, 6 - ジメトキシベンズアミド (別名イソキサベン)

ビス [ (*RS*) - 1 - {2 - [3 - (4 - クロロフェニル) プロピル] - 2, 4, 4 - トリメチル - 1, 3 - オキサゾリジン - 3 - イルカルボニル} イミダゾリウム] = フマラート (別名オキスポコナゾールフマル酸塩)

*N*- (トリクロロメチルチオ) シクロヘキサ - 4 - エン - 1, 2 - ジカルボキシミド (別名キャプタン)

(2 *RS*) - 2 - (2, 4 - ジクロロフェノキシ) プロピオン酸 (別名ジクロロプロップ)

3, 4 - ジヒドロ - 2, 4 - ジオキソ - 1 - (ピリミジン - 5 - イルメチル) - 3 - ( $\alpha, \alpha, \alpha$  - トリフルオロ - *m* - トリル) - 2 *H* - ピリド [1, 2 - *a*] ピリミジン - 1 - イウム - 3 - イド (別名トリフルメゾピリム)

*N*- (3', 4' - ジフルオロビフェニル - 2 - イル) - 3 - (トリフルオロメチル) ピラジン - 2 - カルボキサミド (別名ピラジフルミド)

*N*- (7 - フルオロ - 3, 4 - ジヒドロ - 3 - オキソ - 4 - プロパー - 2 - イニル - 2 *H* - 1, 4 - ベンゾキサジン - 6 - イル) シクロヘキサ - 1 - エン - 1, 2 - ジカルボキシミド (別名フルミオキサジン)

(*RS*) - 2 - メチル - 1 - ピリミジン - 5 - イル - 1 - (4 - トリフルオロ

メトキシフェニル) プロパン-1-オール (別名フルルプリミドール)

アルミニウム=トリス (エチル=ホスホナート) (別名ホセチルアルミニウム  
又はホセチル)

(別紙2)

アンモニウム= $N$ - (ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートアンモニウム塩)、イソプロピルアンモニウム= $N$ - (ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートイソプロピルアミン塩)、カリウム= $N$ - (ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートカリウム塩)、ナトリウム= $N$ - (ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートナトリウム塩)、 $N$ - (ホスホノメチル) グリシン (別名グリホサート)

2', 3-ジブromo-4'-クロロ-1-(3-クロロ-2-ピリジル)-6'-{[(1RS)-1-シクロプロピルエチル]カルバモイル}ピラゾール-5-カルボキサニリド (別名シクラニリプロール)

(RS)-(E)-5-(4-クロロベンジリデン)-2,2-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)シクロペンタノール (別名トリチコナゾール)

3-(5-tert-ブチル-1,2-オキサゾール-3-イル)-1,1-ジメチルウレア (別名イソウロン)

(E)- $N$ -(6-クロロ-3-ピリジルメチル)- $N$ -エチル- $N'$ -メチル-2-ニトロピ (別名ニテンピラム)

ブチル=(RS)-2-{4-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]フェノキシ}プロピオナート (別名フルアジホップブチル又はフルアジホップ)、ブチル=(R)-2-{4-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]フェノキシ}プロピオナート (別名フルアジホップPブチル又はフルアジホップP)

(RS) - O-4-ブロモ-2-クロロフェニル = O-エチル = S-プロピル  
= ホスホロチオアート (別名プロフェノホス)

(RS) - 5-ブロモ-3-sec-ブチル-6-メチルウラシル (別名ブロマシル)

(4RS, 5RS) - 5 - (4-クロロフェニル) - N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1, 3-チアゾリジン-3-カルボキサミド (別名ヘキシチアゾクス)

中環審第957号  
平成29年1月5日

中央環境審議会 土壤農薬部会  
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会  
会長 浅野 直人



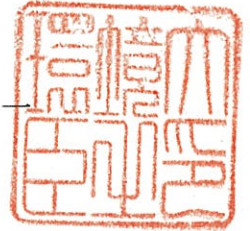
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年1月4日付け諮問第456号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。

諮問第458号  
環水大土発第1702271号  
平成29年2月27日

中央環境審議会会長  
武内和彦殿

環境大臣  
山本 公一



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

イソプロピル=3-クロロカルバニラート (別名クロルプロファム又はIPC)

3'-クロロ-4, 4'-ジメチル-1, 2, 3-チアジアゾール-5-カルボキサニリド (別名チアジニル)

(5RS)-2-{(EZ)-1-[(2E)-3-クロロアリルオキシイミノ]プロピル}-3-ヒドロキシ-5-ペルヒドロピラン-4-イルシクロヘキサ-2-エン-1-オン (別名テプラロキシジム)

2-[(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルバモイル)スルファモイル]-N, N-ジメチルニコチンアミド (ニコスルフロ)

(Z)-(S)-2-メチル-4-オキソ-3-(ペンタ-2, 4-ジエニル)シクロペンタ-2-エニル=(1R)-trans-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート又は(Z)-(S)-2-メチル-4-オキソ-3-(ペンタ-2, 4-ジエニル)シクロペンタ-2-エニル=(+)-trans-クリサンテマート (別名ピレトリンI)、(Z)-(S)-3-(ブタ-2-エニル)-2-メチル-4-オキソシクロペンタ-2-エニル=(1R)-trans-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート又は(Z)-(S)-3-(ブタ-2-エニル)-2-メチル-4-オキソシクロペンタ-2-エニル=(+)-trans-クリサンテマート (別名シネリンI)、(Z)-(S)-2-メチル-4-オキソ-3-(ペンタ-2-エニル)シクロペンタ-2-エニル=(1R)-trans-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート又は(Z)-(S)-2-メチル-4-オキソ-3-(ペンタ-2-エニル)シクロペンタ-2-エニル=(+)-trans-クリサンテマート (別名ジャスモリンI)、(Z)-(S)-2-メチル-4-オキソ-3-(ペンタ-2, 4-ジエニル)シクロペンタ-2-エニル=(E)-(1R)-trans-3-(2



—メトキシカルボニルプロパー—1—エニル)—2, 2—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート又は (Z)—(S)—2—メチル—4—オキソ—3—(ペンタ—2, 4—ジエニル) シクロペンタ—2—エニル=ピレトラート (別名ピレトリンII)、(Z)—(S)—3—(ブタ—2—エニル)—2—メチル—4—オキソシクロペンタ—2—エニル=(E)—(1R)—*trans*—3—(2—メトキシカルボニルプロパー—1—エニル)—2, 2—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート又は (Z)—(S)—3—(ブタ—2—エニル)—2—メチル—4—オキソシクロペンタ—2—エニル=ピレトラート (別名シネリンII)、及び (Z)—(S)—2—メチル—4—オキソ—3—(ペンタ—2—エニル) シクロペンタ—2—エニル=(E)—(1R)—*trans*—3—(2—メトキシカルボニルプロパー—1—エニル)—2, 2—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート又は (Z)—(S)—2—メチル—4—オキソ—3—(ペンタ—2—エニル) シクロペンタ—2—エニル=ピレトラート (別名ジャスモリンII) の混合物 (別名ピレトリン)

2, 3—ジヒドロ—3, 3—ジメチルベンゾフラン—5—イル=エタンスルホナート (別名ベンフレセート)

(別紙2)

イソプロピル=3-クロロカルバニラート (別名クロルプロファミ)

テトラヒドロ-3,5-ジメチル-1,3,5-チアジアジン-2-チオン  
(別名ダゾメット)

アンモニウム=メチルジチオカルバマート (別名メタムアンモニウム)

ナトリウム=メチルジチオカルバマート (別名メタムナトリウム)

メチルイソチオシアナート (別名メチルイソチオシアネート)



中環審第966号  
平成29年2月27日

中央環境審議会 土壌農薬部会  
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年2月27日付け諮問第458号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。